

発起人決定書¹

平成●年●月●日《定款認証日以前の日となります。》、●《発起人の住所など、本決定を行った場所の住所をご記入下さい。》において、発起人は次のとおり決定した。

記

1. 商号：●《設立する会社の商号をご記入下さい。》
2. 目的：《以下は定款第2条と同じ内容となります。》
 - (1) ●
 - (2) ●
 - (●) ●
 - (●) 前各号に付帯関連する一切の事業
3. 本店所在地：東京都●《設立する会社の住所を、登記するとおりにご記入下さい。》²。
なお、定款には「東京都●区《定款第3条と同じ内容となります。》」まで定めることとする。
4. 発行可能株式総数：●株《定款第6条の株式数と同数となります。》
5. 設立時発行株式の数：普通株式●株《下記9の株式数と同数となります。》
6. 設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額：1株当たり金●円³
7. 設立に際して株主となる者が払込みをした財産の額の全額を資本金とする。
8. 設立時発行株式は全て発起人に割り当てる。
9. 発起人の員数は1名とし、その氏名又は名称及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は下記のとおりとする。
●《発起人の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》
●《発起人の氏名をご記入下さい。》
普通株式●株 金●円《上記5の株式数×上記6の金額で計算したものです。》
10. 設立費用は発起人が負担する。
11. 発起人は設立に関し、報酬及び特別の利益を受けない。また、現物出資をしない。
12. 払込みを取り扱う金融機関及び場所を以下のとおりとする。⁴

¹ 2 ページ以上にわたる場合、定款の製本方法をご参照の上、ホチキスで綴じて各ページに割印をして下さい。

² 登記する本店所在地を決定する際には、以下の点にご注意下さい。

- ・ 登記は地番までの記載で足りるので、ビル名や部屋番号は省略できます。
- ・ 地番についてはハイフン表示(1-2-3)ではなく、「一丁目2番3号」のように正確に記載します。
- ・ 登記との関係上、「●丁目」は漢数字で記載します。

³ 1株当たりの単価をどのように決めるか法律上のルールはありませんので、適宜決めていただいで結構です。例えば、100万円を出資する場合には、100株×1万円とすることや、1,000株×1,000円のようにすることが考えられます。

⁴ 発起人個人の口座(普通口座でOK)を使用しますが、新規に開設する必要はなく、既存口座でも結構です。なお、その後の取引銀行になることが多いので、便の良い銀行をお選びになることを

●《払込みを行う銀行の住所をご記入下さい。》

●銀行 ●支店

13. 取締役の報酬等は年額●円以内(使用人としての給与を含まない。)とし、その分配方法は取締役の決定に一任する。⁵

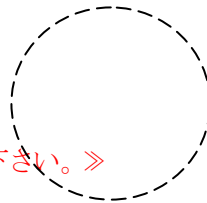
上記決定を証するため、発起人が次に記名押印する。

平成●年●月●日《冒頭の日付と同じ日付となります。》

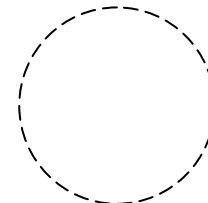
●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

発起人 ●《住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》

●《氏名をご記入下さい。》



個人印(実印)



捨印

お勧めします。

- 5 ここには、実際に支給する具体的な報酬額ではなく、取締役全員の報酬額の上限を記載します。上限については特に制限はありませんので、ある程度余裕を持たせておく方が柔軟に対応できます。具体的な支給額は、この上限を超えない範囲で、取締役の過半数にて決定します。なお、「年額」ではなく「月額」で定めることも可能です。

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)¹

当社は、●と称する。

第2条 (目 的)²

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ●
- (2) ●
- (●) ●
- (●) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)³

当社は、本店を東京都●区に置く。

¹ 商号を決定する際には、以下の点にご注意下さい。

- ・ 必ず「株式会社」と付けますが、前後は問いませんので、「株式会社●」でも「●株式会社」でもどちらでも結構です。
- ・ 商号に使える文字は、「漢字」、「ひらがな」、「カタカナ」、「ローマ字」、「アラビア数字」、「一定の記号(&、-、.)」です。
- ・ 記号は、原則として商号の先頭又は末尾に用いることはできません。
- ・ 空欄(スペース)は、ローマ字を用いた単語を区切る場合にのみ使用できます。
- ・ 「銀行」、「生命保険」、「信託」等の文字は、その各事業を営む会社でなければ使用することはできません。
- ・ 既存の会社と、住所と商号が同一の会社は設立することができません。
- ・ 有名企業や他の会社と類似した商号にしまうと、使用差止や損害賠償を請求される可能性があります。
- ・ その他にも認められないと判断される可能性もありますので、事前に公証役場や法務局にて相談しておく安全です。

² 目的を決定する際には、以下の点にご注意下さい。

- ・ 実際に行おうとする事業だけではなく、当面行う予定の無い事業でも目的とすることができます。
- ・ 目的の数に制限はありませんが、あまりに多いと何をしている会社なのか分からず、取引相手の信用を得られない可能性も出てきますので、5～10項目程度としておくのが無難でしょう。
- ・ 「製造業」、「小売業」、「IT ビジネス」、「総合サービス業」のような抽象的・包括的な目的とすることも可能ですが、具体的な事業内容が明らかでない、許認可が取得できない等の不都合が生じるかもしれませんので、ある程度具体的な内容の方が望ましいでしょう。
- ・ 「社会福祉への出資」や「政治献金」など、営利性のない目的は認められません。
- ・ 法令又は公序良俗に違反する目的は認められません。例えば、「麻薬販売」、「殺人斡旋」などは当然 NG ですが、「債権取立業務」のように弁護士等の独占業務とされているものや、「タバコの製造」のように特定の会社にしか認められないものも目的とすることができません。
- ・ その他にも認められないと判断される可能性もありますので、事前に公証役場や法務局にて相談しておく安全です。

³ 定款には本店所在地のうち、市町村(東京都では区を含みます。)まで記載すれば足够了。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役以外の機関を置かない。

第5条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）⁴

当社の発行可能株式総数は、●株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（特定の株主からの自己株式の取得）

当社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第10条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役の決定によって定める。

第11条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第12条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

⁴ 発行済の株式数以上であれば、何株でも結構です。特にご希望がない場合には、上場会社に準じて、設立時に発行する株式の4倍程度にしておくことが考えられます。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主等の届出）

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じたときも同様とする。
2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当会社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

第3章 株主総会

第16条（招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第17条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年●月●日《事業年度(定款第28条)の末日をご記入下さい。》とする。

第18条（招集通知）

株主総会の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに議決権を行使することができる株主に対して発するものとする。

第19条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役の決定によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第21条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役

第23条（取締役の員数）

当社の取締役は、1名以上とする。

第24条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第25条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。

- 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。取締役が1名の場合は、代表取締役を社長とする。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第28条（事業年度）⁵

当会社の事業年度は、毎年●月●日から翌年●月●日までの1年とする。

第29条（剰余金の配当の基準日）

- 当会社の期末配当の基準日は、毎年●月●日《事業年度(定款第28条)の末日をご記入下さい。》とする。
- 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第30条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第31条（設立に際して出資される財産）

当会社の設立の際に出資される財産の価額は、●円《発起人決定書第9項と同じ金額となります。》とする。

第32条（最初の事業年度）⁶

当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成●年●月●日までとする。

第33条（発起人の氏名又は名称及び住所、その引受株式数等）

発起人の氏名又は名称及び住所、並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設

⁵ 事業年度を1月1日から12月31日までとする場合には、「翌年」の箇所を削除してご利用下さい。また、事業年度の終期を2月とする場合には、閏年があるため「2月28日」ではなく「2月末日」と記載して下さい。

⁶ 設立日の属する事業年度の末日をご記入下さい。例えば事業年度を4月1日から翌年3月31日とする場合で、平成23年7月1日に設立する場合には、「平成24年3月31日まで」と記載します。

立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

●《発起人の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》

●《発起人の氏名をご記入下さい。》

普通株式●株 金●円《定款第 31 条と同額となります。》

第 34 条 (設立時取締役)

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役

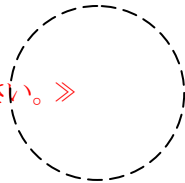
●《最初の取締役の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》

●《最初の取締役の氏名をご記入下さい。》

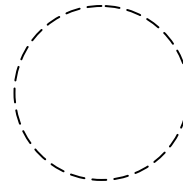
以上、●《設立する会社の商号をご記入下さい。》設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成●年●月●日《発起人決定書の作成日と同日となります。》

発起人 ●《氏名をご記入下さい。》



個人印(実印)



捨印

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》 御中

就 任 承 諾 書

私は、貴社の原始定款において、貴社の設立時取締役を選任されたので、その就任を承諾致します。なお、設立時取締役は私 1 名のみであり、会社法及び定款の規定に基づき私が設立時代表取締役となることについてもあわせて承諾致します。

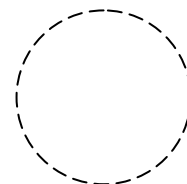
平成●年●月●日 《定款認証の日から払込証明の日までの間の日となります。》

住所 ●《設立時取締役の住所をご記入下さい。》

氏名 ●《設立時取締役の氏名をご記入下さい。》



個人印(実印)



捨印

払込証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数 : ●株《発起人決定書第 5 項の株式数と同数となります。》
払込みを受けた金額の総額 : 金●円《発起人決定書第 9 項と同じ金額となります。》

平成●年●月●日《出資金の振込みが完了した日となります。》

東京都●《発起人決定書第 3 項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

設立時代表取締役 ●《氏名をご記入下さい。》

会社代表印

捨印

別紙：預金通帳の写し¹

¹ ①振込先の銀行名、②店名、③口座番号、④口座名義人、及び⑤出資金の振込状況が確認できるページの写しを、ホチキスと一緒に綴じて、各ページに割印をして下さい。なお、⑤のページのうち、設立に際しての出資金の入金又は振込みに関する部分にはマーカーを引いて下さい。

払込証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

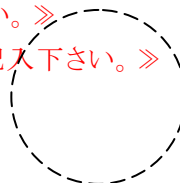
設立時発行株式数 : ●株《発起人決定書第 5 項の株式数と同数となります。》
払込みを受けた金額の総額 : 金●円《発起人決定書第 9 項と同じ金額となります。》

平成●年●月●日《出資金の振込みが完了した日となります。》

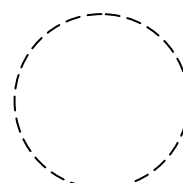
東京都●《発起人決定書第 3 項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

設立時代表取締役 ●《氏名をご記入下さい。》



会社代表印



捨印

別紙：預金通帳の写し¹

¹ ①振込先の銀行名、②店名、③口座番号、④口座名義人、及び⑤出資金の振込状況が確認できるページの写しを、ホチキスと一緒に綴じて、各ページに割印をして下さい。なお、⑤のページのうち、設立に際しての出資金の入金又は振込みに関する部分にはマーカーを引いて下さい。

調査報告書

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》の原始定款において、同社の設立時取締役を選任されたので、会社法の規定に基づいて調査をしたその結果は次のとおりであり、法令若しくは定款に違反する事項又は不当な事項は認められない。

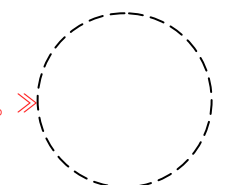
記

1. 平成●年●月●日《出資金の振込みが完了した日をご記入下さい。》までに当会社の設立時発行株式の総数の引受けがあったことを認める。
2. 平成●年●月●日《出資金の振込みが完了した日をご記入下さい。》までに上記設立時発行株式と引換えに払い込む金銭全額(金●円《発起人決定書第9項と同じ金額となります。》)の払込みがあったことを添付の払込証明書のとおり確認した。
3. 当会社の定款には、会社法第28条各号に掲げる事項の定めはない。

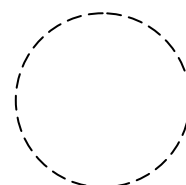
平成●年●月●日《出資金の振込みが完了した日から設立登記の申請日までの間の日となります。》

●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

設立時取締役 ●《氏名をご記入下さい。》



個人印(認印でも可)



捨印

株式会社設立登記申請書

1. 商号 ●《設立する会社の商号をご記入下さい。》
1. 本店 東京都●《発起人決定書第3項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》
1. 登記の事由
平成●年●月●日《調査報告の日をご記入下さい。》発起設立の手續終了
1. 登記すべき事項
別添 CD-R のとおり
1. 課税標準金額
金●円《資本金額(1000円未満切り捨て)をご記入下さい。》
1. 登録免許税
金●円《資本金額×0.007で計算した金額をご記入下さい。但し、計算の結果生じる100円未満は切り捨てます。また、計算結果が15万円未満になるときは15万円となります。》
1. 添付書類
- | | |
|--------------|----|
| 定款 | 1通 |
| 発起人決定書 | 1通 |
| 設立時取締役の就任承諾書 | 1通 |
| 印鑑証明書 | 1通 |
| 払込みを証する書面 | 1通 |

上記のとおり登記の申請をする。

平成●年●月●日《登記申請を行う日をご記入下さい。》

●《発起人決定書第3項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》

申請人 ●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

●《代表取締役の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》

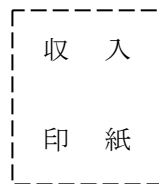
代表取締役 ●《氏名をご記入下さい。》

会社代表

捨印

東京法務局●出張所《管轄の法務局の名称に合わせてご修正下さい。》 御中

収入印紙貼付用台紙



《収入印紙は消印をせずに貼付して下さい。》

「商号」●《設立する会社の商号をご記入下さい。》

「本店」東京都●《発起人決定書第3項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》

「公告をする方法」官報に掲載して行う。

「目的」《以下は定款第2条と同じ内容となります。》

(1)●

(2)●

(●)●

(●)前各号に付帯関連する一切の事業

「発行可能株式総数」●株《定款第6条の株式数と同数となります。》

「発行済株式の総数」●株《発起人決定書第5項の株式数と同数となります。》

「資本金の額」金●円《発起人決定書第9項と同じ金額となります。》

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」●《取締役の氏名をご記入下さい。》

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」●《代表取締役の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。なお、●丁目は漢数字で記載します。》

「氏名」●《代表取締役の氏名をご記入下さい。》

「登記記録に関する事項」設立

※ 以下の点に注意して作成して下さい。

- ・ すべて全角で作成します。
- ・ 字下げや文字の区切り等により空白が必要な場合には、タブ (Tab) ではなくスペース (全角) を使用します。
- ・ 株式数や金額を記載する際には「万」や「億」を用いて記載します。例えば、資本金の額が 123,456,789 円の場合には、「1 億 2345 万 6789 円」と記載して下さい。
- ・ 氏名の間は空けずに記載します。

※ 完成しましたら、本ファイルをテキスト形式 (txt.) にしたものを CD-R に保存し、登記申請書とあわせて法務局へ提出します。なお、CD-R の表面には設立する会社の商号を記載して下さい。

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。

法務局に登録する会社代表印にてご捺印下さい。

(注1) (届出印は鮮明に押印してください。) (注2) <input type="checkbox"/> 印鑑カードは引き継がない。 <input type="checkbox"/> 印鑑カードを引き継ぐ。 印鑑カード番号 _____ 前任者 _____ 届出人(注3) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑提出者本人 <input type="checkbox"/> 代理人	商号・名称	●《設立する会社の商号をご記入下さい。》
	本店・主たる事務所	東京都●《発起人決定書第3項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》
	印鑑資格	代表取締役() 取締役・代表理事・理事・()
	印鑑提出者氏名	●《代表取締役の氏名をご記入下さい。》
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 ●年 ●月 ●日生
	会社法人等番号	

(注3) の印

住所	●《代表取締役の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》
フリガナ	●
氏名	●《代表取締役の氏名をご記入下さい。》

代表取締役の個人印(実印)にてご捺印下さい。

委任状

私は、(住所)
(氏名)
を代理人と定め、印鑑(改印)の届出の権限を委任します。
平成 年 月 日
住所 _____
氏名 _____ 印 [市区町村に登録した印鑑]

- 市区町村長作成の印鑑証明書は、登記申請書に添付のものを採用する。(注4)
- (注1) 印鑑の大きさは、辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものでなければなりません。
- (注2) 印鑑カードを前任者から引き継ぐことができます。該当する□に√印をつけ、カードを引き継いだ場合には、その印鑑カードの番号・前任者の氏名を記載してください。
- (注3) 本人が届け出るときは、本人の住所・氏名を記載し、市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。代理人が届け出るときは、代理人の住所・氏名を記載、押印(認印で可)し、委任状に所要事項を記載し、本人が市区町村に登録済みの印鑑を押印してください。
- (注4) この届書には作成後3か月以内の本人の印鑑証明書を添付してください。登記申請書に添付した印鑑証明書を採用する場合は、□に√印をつけてください。

印鑑処理年月日				
印鑑処理番号	受付	調査	入力	校合

(乙号・8)

印鑑カード交付申請書

照合印

※ 太枠の中に書いてください。

(注1) 登記所に提出した 印鑑の押印欄 提出者	商号・名称	●《設立する会社の商号をご記入下さい。》
	本店・主たる事務所	東京都●《発起人決定書第3項で定めた会社の本店所在地をご記入下さい。》
	資格	代表取締役() 取締役・代表理事・理事・()
	氏名	●《代表取締役の氏名をご記入下さい。》
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 ● 年 ● 月 ● 日生
会社法人等番号		

法務局に登録した会社代表
印にてご捺印下さい。

申請人(注2) 印鑑提出者本人 代理人

住所	●《代表取締役の住所を印鑑証明書の記載どおりにご記入下さい。》	連絡先	1 勤務先 2 自宅
フリガナ	●		電話番号
氏名	●《代表取締役の氏名をご記入下さい。》		●

委任状

私は、(住所)
(氏名)
を代理人と定め、印鑑カードの交付申請及び受領の権限を委任します。
平成 年 月 日
住所
氏名

印 [登記所に提出した印鑑]

(注1) 押印欄には、登記所に提出した印鑑を押印してください。

(注2) 該当する□に√印をつけてください。代理人の場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。その場合は、委任状に所要事項を記載し、登記所に提出した印鑑を押印してください。

交付年月日	印鑑カード番号	担当者印	受領印又は署名

(乙号・9)

AZX PROFESSIONALS GROUP

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル 3 階

TEL: 03-3512-2531(代表)

URL: <http://www.azx.co.jp>

FAX: 03-3237-2175

e-mail: contact@azx.co.jp